

C1-2025-

# 行政

## 専門（記述式）試験問題

### 注意事項

1. 問題は政治学、行政学、国際関係（2題）、思想・哲学（2題）、歴史学（2題）、文学・芸術（2題）、公共政策（2題）、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策の**17科目（22題、54ページ）**あります。このうち**任意の2題**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
  - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
  - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
  - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。  
問題番号欄には、解答した問題の別（**政治学、行政学、国際関係A、国際関係B、思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術B、公共政策A、公共政策B、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策**）を記入してください。
  - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

|        |       |      |    |
|--------|-------|------|----|
| 第1次試験地 | 試験の区分 | 受験番号 | 氏名 |
|        | 行政    |      |    |

指示があるまで中を開いてはいけません。

## 政治学

政党の政治的立場を示す際には、「右」（保守的）、「中道」、「左」（革新的、進歩的）という左右の対立軸に並べる手法がよくとられる。だが、「右」や「左」の内容は、時代や国によって大きく異なる。第二次世界大戦後の西ヨーロッパ諸国では、社会民主主義政党がマルクス主義を放棄して穏健化するとともに、保守政党も、大恐慌後に社会民主主義政権により実施されたケインズ政策と福祉政策を受け入れることで国民的合意が成立したことから、「イデオロギーの終焉」という議論が展開された。しかし、その後も主要政党間では、経済政策を争点とする左右対立が続いた。労働者階級を支持基盤とする左派政党（社会民主主義政党）が、雇用の維持を重視するのに対し、経営者・管理職層や中産階級を支持基盤とする右派政党（保守政党）は、インフレの抑制を重視したのである。

ところが、1960年代後半になると、反戦運動や環境保護運動、フェミニズム運動など、社会・文化領域において自由な生き方や新しい価値観を追求する「社会的自由主義」に基づく「新しい社会運動」が、若者を中心に広がる。政治学者のR.イングルハートは、この時期に若者世代では物質主義的価値観よりも脱物質主義的価値観を持つ人の割合が大きくなったとして、大きな文化変動が起こったと説明した。政治学者のH.キッチェルトは、1980年代には従来の経済政策をめぐる対立軸に加えて、社会文化的対立軸が顕在化することで、二つの次元によって構成される、新しい政党競争の対立軸が生まれてきたと論じた。その後、2000年前後から、政党対立の構図は更なる変化を示している。

以上述べてきたような西ヨーロッパ諸国と比べて、日本についてはどうであろうか。日本における保守と革新の間の政治対立は、西ヨーロッパ諸国と共通する点もあるものの、かなり異なる点もあると指摘されている。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 上記の記述を踏まえ、1980年代以降、西ヨーロッパ諸国における政党対立の構図がいかなるものになったのか、主要政党の政策位置とその支持層の変化に留意しつつ、説明しなさい。
- (2) 日本の保守と革新の政治対立の特徴について、①第二次世界大戦後、②1960年代後半以降、③1990年代以降の三つの時期に分けて説明しなさい。

## 行政学

少子高齢化や人口減少によって我が国の行政を取り巻く社会経済環境は変化し、行政ニーズも高度化・複雑化してきている。そのような状況の下では、今後、環境変化に対応した行政組織の改革が必要とされる場合もある。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 20 世紀に入って発展した古典的組織論と呼ばれる管理科学が体系化され、その後の行政学の発展にも実際の行政改革にも影響を与えた。古典的組織論が組織管理の原理としてどのような点を強調したのかについて説明せよ。
  
- (2) 我が国の行政機関における本府省の組織編制に共通した特徴について、古典的組織論の強調した組織管理の原理と整合的であるのかどうかという観点から論ぜよ。

## 国際関係 A

現在の世界で戦火の絶えない地域の一つが中東であり、この地域が直面する諸課題は冷戦期に顕在化した。そこで、1948年から1991年までの間にこの地域で勃発した主要な五つの戦争（第一次～第四次中東戦争及び湾岸戦争）の背景・経過について、国際連合の対応や中東地域以外の主要国の政策・動向にも言及しながら、説明しなさい。



以下の英文は、主に主権国家から構成されている国際社会が形成されてきたことに関わる基本的な問題群を解説し、現代国際社会が直面している課題を解き明かすことをねらいとして書かれた文献の序論である。ここで挙げられている、主権国家としての独立に関わる原則の 20 世紀以降の歴史的変容を記述するとともに、この原則の変化が創出した国際的な課題や、流動化していると評価されている現代国際社会の問題について説明しなさい。

We live in a world of sovereign states. They are the fundamental building blocks of the international system. And yet this system is in a period of unprecedented flux.

《中 略》

For the past two and a half centuries, the belief in the inalienable right of peoples to decide their own future has been a driving force in international politics. The United States, the countries of Latin America, and many European states owe their existence to the power of this idea. However, the term “self-determination” only entered the vocabulary of international affairs in the early twentieth century, finding its greatest champion in US President Woodrow Wilson in the aftermath of the First World War. Now vilified for his abhorrent views on race and segregation in the United States, Wilson in his day stood at the forefront of efforts to give national communities their own states. Even today, the so-called “Wilsonian Vision” of national homelands remains the most powerful articulation of the rights of peoples to decide their own political and national destinies.

However, it was at the end of the Second World War that the world really saw the notion of self-determination come into its own as the European powers began withdrawing from their colonial empires in Africa and Asia. Explicitly outlined in the very first article of the Charter of the United Nations, the general acceptance of the right of self-determination led to a proliferation of new countries in the decades that followed. When the UN was founded, in 1945, it had just 51 members. Today membership stands at 193.

The principle of self-determination is deceptively alluring. While the idea of statehood remains an aspiration for many peoples around the world, history has shown that achieving independence from another national entity—usually known in the parlance of international law as the “parent state”—is fiendishly difficult. Few are willing to part with territory. Whether due to cultural or historical attachment to the land in question, the economic costs of losing a province, or just plain national pride, the parent states meet any attempt by a region or minority to secede with fierce opposition. Indeed, these states are often prepared to use force to prevent a territory from breaking away. A string of bitter and bloody secessionist wars in Africa, South Asia, the Caucasus, and the Balkans over the past fifty years are testament to just how far parent states are willing to go to preserve their territorial integrity in the face of a separatist threat.

《中 略》

Any territory vying for independence needs to prove that it deserves to be accepted as an independent and sovereign state. The usually invoked benchmarks for acceptance are the so-

called Montevideo criteria. Named after a treaty signed in 1933 in the city of Montevideo, Uruguay, and signed by countries in the Americas, the criteria require a prospective state to show that it has a defined territory, a permanent population, a truly independent government in effective control of its territory and population, and the ability to enter relations with other states. While these criteria are still invoked as the bar for international acceptance, in the decades that followed the treaty other factors started to gain prominence. For instance, a greater emphasis is now put on such issues as human rights norms and democratic values.

思想・哲学 A

「嘘も方便」という慣用句がある。その意味は、『デジタル大辞泉』によれば「嘘は罪悪ではあるが、よい結果を得る手段として時には必要であるということ」である。この慣用句に関する以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 「嘘をつくべきではない」ということは通常の道徳も正しいと認めるところであるが、なぜ正しいと言えるのか。二つの倫理学理論に基づいて説明しなさい。
- (2) (1)の解答を踏まえて、あなた自身は「嘘も方便」という慣用句についてどう考えるか論じなさい。



次の文章は、古代ギリシアの著名な哲学者が著し、現代も読み継がれている作品の一節である。これを読んで以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

哲学というものは、たしかに、ソクラテス、若い年ごろにほどよく触れておくだけなら、けっして悪いものではない。しかし必要以上にそれに打ち込んで時間をつぶすならば、人間をだめにしてしまうものだ。

ほかでもない、せっかくすぐれた素質にめぐまれていたとしても、その年ごろをすぎてもなお哲学をやっていると、ひとかどの立派な人物となって名をあげるためにぜひ心得ておかなければならないことがらを、なにひとつ知らぬ人間になりはてること必定だからだ。すなわち、そういう人間は、国家社会におこなわれているいろいろの法規にも疎くなり、公私さまざまの取り決めにあたって人と交渉するときに用いなければならぬ口上も知らなければ、人間の持ついろいろの快樂や欲望にも無経験な者となる。つまり、一口で言えば、人さまざまの性向にまるで通じていない人間ができあがることになるわけだ。

だから、そんな人間が、公私いずれにせよ、何らかの行動に出るようなことがあれば、もの笑いのたねになるだけだろう。それはちょうど、逆に、国事にたずさわっている人々が、あなた方がふだんやっているような議論に加わるとすれば、やはりきっと笑いものになるだろうと察せられるが、それとまったく同じことだと言える。

(中略)

これに反して、自分が苦手とするような仕事に対しては、人はそれを避けて悪しざまにののしる。そして、もう一つの得意な仕事のほうを讃えるものだが、それもわが身かわいさのため、そうすることによって、自分で自分を賞讃しているつもりなのだ。

しかしながら、思うに、いちばん正しい態度は、そういった仕事を両方ともやってみることであろう。

哲学というものにしても、教養のための範囲内でこれを手がけるのは結構なことだし、年の若いときに哲学をするのはけっして恥ずかしいことではない。けれども、人間がすっかりいい年になっていながらまだ哲学をつづけているとなると、これは、ソクラテス、どうも滑稽こっけいなことになると言わざるをえない。

わたしの個人的な感じを言わせてもらえれば、哲学をやっている人たちに対してわたしのいづく気持は、ちょうど、片言を言ったり子供っぽい遊戯をしたりしている人たちに対して抱く気持とひじょうによく似ている。つまり、そのような話し方がまだ似つかわしい小さな子供が片言でしゃべったり遊戯をしたりしているのを見ると、わたしはうれしくなり、いかにもかわいらしく、育ちのよさを感じ、その子の年ごろにふさわしいことだと思う。これに反して、まだ年端もいかぬちっぽけな子供がいやにはっきりした話し方をすると、これはなにか興ざめた感じで、耳ざわり

でもあるし、奴隷の身分にふさわしいものをそこに感じるのだ。他方また、大の男が片言でしゃべるのを聞いたり遊戯をしているのを目にしたるときは、まったく滑稽で、これでも一人前の男かと思ひ、いっそひっぱたいてやりたくもなる。

で、わたしが哲学をやっている人たちに対して抱く感じも、これとまったく同じなのだ。つまり、若い青少年が哲学にいそしんでいるのを見れば、わたしは感心して、こうでなければならぬと思ひ、そういう人間にはなにか自由市民らしい、育ちのよさを感じるが、これに反して、この年ごろに哲学をやらないような人間は、自由市民らしいおおらかなところがなく、将来においてもなにひとつ立派で気高い仕事をする見込みのない者だと思ふ。しかしながら、いい年をしてまだ哲学にうつつを抜かして、いっこうにそこから足をあらわぬような男を見ると、もうそんな男は、ソクラテス、ぶんなぐってやらなければと思ふのだ。

ほかでもない、さっきも言ったように、そういう人間は、どれほど生まれつきの素質がすぐれていても、もはや一個の男子たる値打ちがなくなっているからだ。一国の中央から逃れ、詩人（ホメロス）が男子の榮譽を輝かすべき場所としてあげている<sup>アゴラ</sup>広場を避けて、社会の片隅にもぐりこみ、三、四人の若造を相手にぼそぼそとつぶやきながら余生をおくり、自由に大声で思うぞんぶん力づよい発言をすることもないとすればね。

- (1) この文章の内容を要約しなさい。
- (2) この文章で主題になっている哲学観について、現代社会の状況を踏まえつつ、あなた自身の観点から論じなさい。

## 歴史学 A

歴史学研究は、多くの場合、何らかの対象地域を設定した上で営まれている。このことについて、フランス史研究者の遅塚忠躬は以下のように述べている。

われわれは、人類の文化を、空間的限定なしに一括して取り扱うことはできない。個別研究の論文はもちろんのこと、総括的な概説書であっても、その対象は、大きくまたは小さく空間的（地理的）に限定されているのが通例である。つまり、それぞれの研究目的に応じて、さまざまな空間的な枠組みが設定されることになる。

19世紀に近代歴史学が成立したとき、それは、欧米や日本で顕著なように、近代の国民国家（Nation State, État-Nation）の成立ないし建設と連動していたので、歴史学の空間的枠組みは、まずもって、国民国家を単位とする「国民史」というかたちをとった。この点は、日本の近代歴史学が「国史」・東洋史・西洋史という三部編成で発足し、その編成が今日まで尾を引いていることに、よく表れている。

（中略）

国民国家＝国民史という枠組みは、それ自体が一種の共同幻想であることや、その幻想が偏狭なナショナリズムと結びつき易いことなど、さまざまな問題を抱えている。しかも、われわれの生活は、昔も今も、国境の枠に固縛されているわけではない。そこで、一国史の枠にとらわれない、国民国家とは別の枠組みが、さまざまに模索されている。

（中略）

もちろん、これらの新しい枠組みの設定は、国民国家の場合とはまた別種の問題をはらんでおり、慎重な検討を要するであろう。歴史学は、最終的には世界史（グローバル・ヒストリー）の構想を目指すにしても、その過程においては、民族集団（ethnicity）、国民国家、地域世界、文明圏、世界システム、等々の枠組みを、いわば作業仮説として、設定したり組み合わせたりしなければならないのである。

（遅塚忠躬『史学概論』、2010年）

このように、歴史学研究における地域設定は、問題意識に応じて一個人から地球規模まで狭くも広くも設定できるものであり、更には空間をまたぐ関係性の中に地域を見いだすこともできるであろう。

以上を踏まえ、これまでの歴史学研究において実際に採用されてきた様々な地域設定のうち、国民国家とは別の地域設定を任意に一つ選んだ上で、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) その地域はどのような問題意識に基づいて設定されたものか、また、それは歴史学研究においてどのような意義を有するか論じなさい。
- (2) その地域設定が抱える課題について論じなさい。

次の文章は、2020年にイギリスで起きた抗議デモに関する新聞記事からの抜粋である。

焦点：コルストン像引き倒し 「奴隷商人」英で議論

英南西部ブリストルで起きた黒人差別に対する抗議デモで、17世紀に地元で活動した奴隷商人エドワード・コルストンの像が引き倒されてから1年がたった。これを機に、ブリストル市は地元美術館で像の展示を始めた。私たちは歴史の何を残し、何を捨て去るべきなのか。像は重い問いを市民に投げかける。

(中略)

美術館の一角で4日から一般公開が始まった展示は、1年前の出来事を振り返るパネルから始まる。発端は2020年5月25日に米中西部ミネソタ州で起きた白人警官による黒人男性ジョージ・フロイドさん暴行死事件。英国でも人種差別に対する抗議デモが起き、同年6月7日、市の中心部にあったコルストン像は引き倒され、海に投げ捨てられた。その後、市は像を回収し、保管した。美術館に展示されたコルストン像は損傷が激しく、顔にはデモ参加者が落書きした赤いスプレーの跡が残る。

同市によると、コルストンは、子ども1万2000人を含む計8万4000人以上のアフリカ人を奴隷として米国に売却し、このうち1万9000人が米国へ向かう船上で死亡した。

一方、コルストンは7万1000ポンド（現在の価値で1600万ポンド＝約25億円）を地元へ寄付し、その資金を基に学校や病院が建てられ、地域の発展に貢献した。像は死去から約170年後の1895年、“市民の誇り”として一部市民による寄付で建てられた。

「コルストンが多額の寄付をしたという事実と、その富は奴隷貿易から生み出したという事実は同時に存在する。歴史はその複雑さの中から見ていかなければならない」。地元の西イングランド大准教授、ショーン・ソバース氏は言う。

(中略)

コルストン像の今後の扱いは、歴史をどう後世に伝えるかという難題を提起するだけに、市は具体策をまだ決めていない。期間を定めずに美術館で展示し、市民からの意見を集め、検討を進める方針だ。ソバース氏は「何もなかったかのように隠すことが一番よくない。オープンで率直な議論が必要だ」と語る。

(毎日新聞 2021.06.11 東京朝刊)

これを踏まえ、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、(1)及び(2)を一つにまとめて解答してもよい。

- (1) 文中のコルストン像と類似の問題を喚起する、歴史上の事象（銅像など有形物に限らず、集合的記憶に関わるものなら何でもよい）を具体例として取り上げ、コルストン像と対比しつつその事象の概要を説明しなさい。
- (2) コルストン像、あるいは(1)で取り上げた事例に引き付けて、歴史の「複雑さ」と歴史を「どう後世に伝えるか」の間の問題について、あなたの考えを論じなさい。

文学・芸術の分野では、「美」の表現は重要なテーマの一つである。文学あるいは美術の作品を対象として、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 文学あるいは美術における「美」は、世界中で共通する普遍的なもの、国民的性格等を反映する地域的特性を有するもの、どちらの性質が強いのか。両者の立場を比較しながら、具体的な作品を二つ以上挙げて論述しなさい。
- (2) 文学者・美術家が「美」を追求するとき、その個人的な追求と社会的・道徳的な規範とはどのような関係にあるのかについて論述しなさい。なお、論述には、以下の三つの引用のうち二つ以上についての言及を含むこと。

[1] 高山樗牛『美的生活を論ず』

何の目的ありて是の世に産出せられたるかは吾人の知る所に非ず、然れども生れたる後の吾人の目的は言ふまでもなく幸福なるにあり。幸福とは何ぞや、吾人の信ずる所を以て見れば本能の満足即ち是のみ。本能とは何ぞや、人生本然の要求是也。人性本然の要求を満足せしむるもの、茲に是を美的生活と云ふ。

道徳と理性とは、人類を下等動物より区別する所の重なる特質也。然れども吾人に最大の幸福を与へ得るものは是の兩者に非ずして実は本能なることを知らざるべからず。蓋し人類は其の本然の性質に於て下等動物と多く異なるものに非ず。(中略) 誤て万物の靈長と称せられてより、人は漸やく其の動物の本性を暴露するを憚り、自ら求めて、もしくは知らず知らず其の本然の要求に反して虚偽の生活を営むに至る。而して吾人の見る所を以てすれば、人類をして茲に到らしめたるものは実に人類をして万物の靈長たらしめたる道徳と智識とに外ならず。知らず道徳と智識と畢竟何の用ぞ。

[2] 夏目漱石『草枕』

怖いものも只怖いものそのままの姿と見れば詩になる。凄<sup>すご</sup>い事も、己れを離れて、只単独に凄<sup>すご</sup>いのだと思えば画になる。(中略) われわれは草鞋<sup>わらじ</sup>旅行<sup>たび</sup>をする間、朝から晩まで苦しい、苦しいと不平を鳴らしつづけているが、人に向って曾遊<sup>そうゆう</sup>\*1を説く時分には、不平らしい様子は少しも見せぬ。面白<sup>おもしろ</sup>かった事、愉快であった事は無論、昔の不平をさえ得意<sup>ちようちよう</sup>に喋<sup>な</sup>々して、したり顔である。これは敢<sup>あ</sup>て自ら欺<sup>あざむ</sup>くの、人を偽<sup>いつはり</sup>わると云う了見<sup>りょうけん</sup>ではない。旅行をする間は常人<sup>じょうじん</sup>の心持ちで、曾遊<sup>そうゆう</sup>を語るときは既に詩人の態度にあるから、こんな矛盾<sup>まひんごん</sup>が起る。して見ると四角<sup>しかく</sup>な世界から常識<sup>じょうしき</sup>と名のつく、一角<sup>いっかく</sup>を磨滅<sup>まめつ</sup>して、三角<sup>さんかく</sup>のうちに住むのを芸術家<sup>げいゆんか</sup>と呼んでもよかろう。

この故<sup>ゆえ</sup>に天然<sup>てんぜん</sup>にあれ、人事<sup>じんじ</sup>にあれ、衆俗<sup>しゆじやく</sup>の辟易<sup>へきえき</sup>して近づき難<sup>がた</sup>しとなす所に於て、芸術家は無数の琳琅<sup>りんろう</sup>\*2を見、無上<sup>むじやう</sup>の宝璐<sup>ほうろ</sup>\*3を知る。俗<sup>ぞく</sup>にこれを名<sup>なづ</sup>けて美化<sup>びか</sup>と云う。その実は美化<sup>びか</sup>でも何でも無い。

燦爛たる彩光は、炳乎として\*4 昔から現象世界に実在している。只一翳眼に在って空花乱墜する\*5  
が故に、俗累の羈絆牢として\*6 絶ち難きが故に、栄辱得喪\*7 のわれに逼る事、念々切なるが故に、  
ターナー\*8 が汽車を写すまでは汽車の美を解せず、応挙が幽霊を描くまでは幽霊の美を知らずに打  
ち過ぎるのである。

- \* 1 かつてここに遊んだこと。
- \* 2 美しい珠玉の名。詩文の美しさをたとえることもある。
- \* 3 美しい玉。
- \* 4 光りかがやいて美しいさま。
- \* 5 煩惱にとらわれて、悟りがひらけぬことをいう。翳は月のくもりで、煩惱の比喩、空花は実  
在しない花で、妄想にたとえる。出典は『伝燈録』十。
- \* 6 俗世間のわずらわしいきずなが強くて。
- \* 7 名誉を受けたり恥辱を受けたり、成功したり失敗したりという世俗の関心事。
- \* 8 イギリスの風景画家。

### [3] 谷崎潤一郎『刺青』

それはまだ人々が『愚』と云う貴い徳を持って居て、世の中が今のように激しく軋み合わない  
時分であった。殿様や若旦那の長閑な顔が曇らぬように、御殿女中や華魁の笑いの種が尽きぬよう  
にと、饒舌を売るお茶坊主だの幫間\*1 だのと云う職業が、立派に存在して行けた程、世間がのん  
びりして居た時分であった。女定九郎\*2、女自雷也\*3、女鳴神\*4、———当時の芝居でも草双紙  
でも、すべて美しい者は強者であり、醜い者は弱者であった。誰も彼も挙って美しからんと努めた  
揚句は、天稟の体へ絵の具を注ぎ込む迄になった。芳烈な、或は絢爛な、線と色とがその頃の  
人々の肌<sup>はだ</sup>に躍った。

馬道\*5を通うお客は、見事な刺青のある駕籠昇を選んで乗った。吉原、辰巳の女も美しい刺青の  
男に惚れた。博徒、鳶の者はもとより、町人から稀には侍なども入墨をした。時々両国で催される  
刺青会では参会者おのおの肌を叩いて、互に奇抜な意匠を誇り合い、評しあった。

- \* 1 遊客の機嫌を取り、酒興を助けることを業とする男。たいこもち。
- \* 2 河竹黙阿弥作、慶応元年（1865）初演の歌舞伎『忠臣蔵後日建前』の通称。
- \* 3 中国にあった神出鬼没の怪盗「我来也」の物語に取材し、文政3年（1820）に出版された  
東里山人作の草双紙『聞道女自来也』のこと。
- \* 4 歌舞伎『鳴神』の鳴神上人を尼に書き換えた作品。
- \* 5 浅草寺の東側沿いを北に向かう道で、吉原へ通う遊客が頻繁に利用した。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 近代ヨーロッパにおける日本美術の影響について、概説的に論述しなさい。その際、影響（あるいは因果）関係の具体例（作品名・作者名など）を二つ以上挙げること。
- (2) 日本の歴史上、他国から甚大な影響を受けた文学・芸術の例を二つ挙げて、その具体的内容について時代背景を含めて論述しなさい。なお、論述には、以下の三点の引用のうち二点以上についての言及を含むこと。

[1] 磯田光一『鹿鳴館の系譜』

つぎつぎに日本に訪れてきた外来文化とその影響を、軽薄と呼ぶのは容易であるが、小林秀雄に倣って近代日本の文化を“翻訳文化”としてとらえ、われわれの喜怒哀楽さえそのなかにしかなかったことに想いをいたすとき、翻訳文化も抜きさしならぬ歴史を形成してきたことに、われわれは気づくであろう。古代文化の形成さえ、翻訳文化にもとづくものであった。鹿鳴館の帰趨によって象徴されるもの、すなわち外来文化を異質のものとして認めながらも、内省を通じてそれを同化し、新たなかたちをあたえてゆくような能力を、日本文化の創造的な伝統の一部と考えても、それほど誇大な評言にはならないであろう。われわれの歴史の一部は、そのようにして形成されてきたからである。

[2] 岡倉天心『日本美術史』

奈良朝は漢魏六朝の影響を受けて成り、平安は唐朝の文化を取りて、これを<sup>こんか</sup>渾化して延喜時代をなし、東山は宋元の文化を渾化して日本的となし、豊臣時代の朝鮮におけるもまたしかり。ほとんどその根元を消化し去りて、痕跡を止めず。あるいはこれをもって、わが邦人の模倣力に富めるのいたすところとなすは誤れり。およそ有機体は無機体を消化して、わが体中の有となして生存し、他物のために化せらるるものにあらず。動植物はその消化したるものを滋養となして成長するものにして、国家の開明もまた種々のものを吸収してこれを消化するの力あるによる。その種々のものを取るの力あるものは、あるいはその間に悪分子をも吸収することあり。美術上においても、この悪弊を将来せし例すこぶる多し。その一二を挙げれば、徳川氏の時、明朝の拙劣なる彫刻を輸入して、わが彫刻をして不規則に流れしめたる、または寛政の頃より文人画の世に行わるるにあたり、優美の風、地を掃いしごときあり。ゆえに外物を輸入するに際しては、大いに選択するところなかるべからず。古昔外国と交通せざる時は、外国の良分子を採りてこれを消化するに、百年五十年の長日子を要するも可なりといえども、今日のごとく諸外国と競争するにあたりては、その形勢を異にするを鑑みざるべからず。

[3] 加藤周一『日本文学史序説』

このような土着の世界観が、外来の、はるかに高度に組織され、知的に洗練された超越的世界観と出会ったときに、どういうことがおこったか。第一に、外来の世界観がそのまま受け入れられた場合があり、第二に、土着の世界観を足場としての拒絶反応があった。しかし第三に、多くの場合におこったことは、外来の思想の「日本化」である。外来の思想が高度に体系的な観念形態であった場合には（儒・仏・キリスト教・マルクス主義）、その「日本化」の方向は常に一定していた。抽象的・理論的な面の切り捨て、包括的な体系の解体とその実際的な特殊な領域への還元、超越的な原理の排除、したがってまた彼岸的な体系の此岸的な再解釈、体系の排他性の緩和。たしかに少数の例外もあった。また以上の方向のどの面がめだつかも、場合により異なっていた。しかし外来の世界観の体系が日本の歴史過程のなかで変化したとき、変化には必ず一定の方向があり、逆の方向へ変った例はない。ということは、当然、変化をひきおこした力が、歴史のあらゆる時代を一貫し、遂に今日に到るまで失われなかったことを示唆するだろう。その力の主体を土着の世界観と称ぶこともできる。それは「土着の世界観」の一つの定義である。かくして日本文化の背景には、常に、外来の世界観、土着の世界観、日本化された外来種の世界観があったということが出来る。

## 公共政策 A

以下の設問(1)、(2)、(3)は民営化・市場化が成立する条件や公共サービス提供の在り方について検討するものである。それぞれの設問について、関連する参考情報を参考にしながら答えなさい。

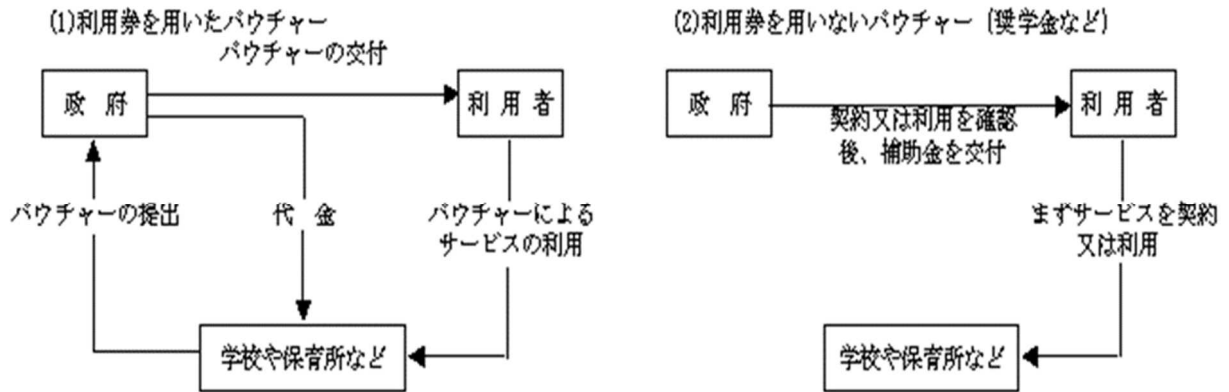
- (1) 以下の文章は、民主的で安定した社会の基盤となる共通の価値観を教えるという観点から、政府が教育機関の運営コストを直接負担するだけでなく、運営まで行おうとすることについて、経済学者の M.フリードマンがこれを批判して教育バウチャー制度の採用を論じたものである。M.フリードマンは、教育バウチャーによる消費者の主権や選択の自由の重要性を示し、階層化や機会の不均等の問題が生じている現状に対して、学校間の競争で学校の健全な多様化や制度運用の弾力化という効果が生まれると主張した。この設問では、参考情報 1 の(1)のように、政府（市区町村など基礎自治体）を通じてバウチャー（利用券）を交付する教育バウチャー制度を想定しており、その対象は義務教育に限るものとする。また、教育バウチャーの交付に必要な財源全てが確保され、行政手続上の問題は生じないことを前提としている。こうした前提の下でこの教育バウチャー制度を導入した際に生じ得る具体的な課題について、それが生じ得る理由とともに三つ示しなさい。

政府は最低限の学校教育を義務づけたうえで、子供一人当たりの年間教育費に相当する利用券、すなわち教育バウチャーを両親に支給する。この教育バウチャーは、公立私立を問わず政府が「認定」した教育機関で使用することを条件とし、子供をそうした認定校に入学させバウチャーを提出すれば、それに対して政府が券面額を払う仕組みである。(中略) 教育サービス自体を提供するのは、非営利団体でもよいが、営利目的の企業でもよかろう。そして政府の役割は、学校が最低基準を満たすよう監督することに限る。たとえば最小限共通して教えるべき内容が学習課程に組み込まれているかチェックする、といったことである。

- (2) 地方自治体による公共サービス提供の在り方として、参考情報 2 のような「基準」の適用による提供、参考情報 3 のような「先着順」による提供、参考情報 4 のような「抽選」による提供の三つの提供方法が考えられる。これらの方法により公共サービスを提供する意義についてそれぞれ説明しながら、三つの提供方法を比較検討しなさい。なお、説明する意義の内容は、提供方法ごとにそれぞれ異なるものとしなさい。
- (3) 行政機関が締結する売買、賃借、請負等の契約については、その相手方の選定プロセスにおける公平性・競争性・透明性を確保することが重要であり、我が国では、法令に基づき、一般競争入札の方法によることが原則とされている。しかし、民間の企業や団体に事業を委ねる場合でも、一般競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する随意契

約の方法をとることがある。なぜ随意契約の方法を採用することがあるのかについて、その理由を二つ挙げて説明しなさい。

### 参考情報 1. バウチャー制度



(出典) 内閣府ホームページ「バウチャー入門コーナー」

参考情報 2. 保育の利用基準表（指数表）の例

令和7年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

| 就労形態等                   | 詳細等   | 指数 |
|-------------------------|---|----|
| 就 労                     | 時間数(月間)150~                                       | 21 |
|                         | 時間数(月間)140~149                                    | 19 |
|                         | 時間数(月間)130~139                                    | 17 |
|                         | 時間数(月間)120~129                                    | 15 |
|                         | 時間数(月間)110~119                                    | 13 |
|                         | 時間数(月間)100~109                                    | 11 |
|                         | 時間数(月間)64~99                                      | 9  |
| 内 職                     |   | 8  |
| 就 労 内 定                 | 時間数(月間)120~                                       | 14 |
|                         | 時間数(月間)64~119                                     | 8  |
| 就 労 誓 約 書               |   | 5  |
| 出 産                     |   | 25 |
| 傷 害 ・ 疾 病<br>(保護者/診断書等) |   | 22 |
| 介 護 ・ 看 護               | 常時付添を要する  | 21 |
|                         | 週5日以上付添を要する                                       | 19 |
|                         | 週3日以上付添を要する                                       | 17 |
| 就 学                     |   | 18 |
| 就 学 予 定                 |   | 7  |
| 障 害 者 手 帳               | 1・2級  | 25 |
|                         | 3級  | 22 |
| 療 育 手 帳                 | ①・A   | 25 |
|                         | B・C   | 22 |
| 精 神 障 害                 | 手帳所持者-45条該当<br>※精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳 | 25 |
| 災 害 復 旧                 |   | 40 |
| DV 被 害                  |   | 40 |

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。

◎調整指数

| 保護者等の状況                                       | 指数 |
|---|----|
| ひとり親家庭  | 40 |
| 父母不存在   | 60 |
| 認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭 | 6  |
| 生活保護  | 3  |
| 65歳未満祖父又は祖母と同居(保育が必要な旨の証明なし)                  | -5 |
| 自営で協力者  | -2 |

| 児童の状況等   | 指数 |
|--|----|
| 兄弟姉妹が同時に新規申請する場合                                   | 3  |
| 保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合                  | 3  |
| 兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等にのみ転園申請する場合                   | 7  |
| 地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※             | 21 |
| 地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を第一希望として新規申請する場合に加点)※ | 7  |
| 認可外、幼稚園、一時預かりを利用している場合                             | 2  |
| 障害児  | 12 |
| 兄弟姉妹が障害児(介護・看護の場合に加点)                              | 3  |
| 被虐待児   | 25 |

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

|    |                   |
|----|-------------------|
| 1  | 要支援・被虐待児          |
| 2  | ひとり親家庭・DV被害・父母不存在 |
| 3  | 災害復旧              |
| 4  | 出産                |
| 5  | 保護者障害あり           |
| 6  | 傷害・疾病             |
| 7  | 兄弟姉妹が障害児          |
| 8  | 介護・看護             |
| 9  | 就労                |
| 10 | 就学                |

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

|   |  |
|---|--|
| 1 | 兄弟姉妹の在園あり  |
| 2 | 県外に単身赴任  |
| 3 | 保護者の勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記順)<br>①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外<br>④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内<br>※就労先が2か所以上の場合、最も勤務時間が長い就労先で振り分けをします。 |
| 4 | 就労時間(保護者の合計時間)   |
| 5 | 残業時間(保護者の合計時間)   |
| 6 | 多児童  |
| 7 | 短時間勤務取得(予定)なし  |

(出典) 川越市ホームページ「令和7年度 川越市保育所入所基準指数表」

### 参考情報3. 図書館イベントの案内

日時 : 8月6日(火曜) 14時00分から14時50分

会場 : 中央図書館イベントルーム

内容 : 楽しいお話や笑い話だけを集めたおはなし会です。

絵本の読み聞かせや紙芝居、すばなしなどをお楽しみください。

対象 : 市内在住・在学の5歳～小学生 ※保護者参加可

定員 : 30人(先着順)

申込み: 申込み不要です。直接会場へお越しください。

持ち物: 水筒、チャレンジu pさいたまパスポート・手帳(持っている人)

(出典) さいたま市ホームページ「【先着順】たのしいな♪ わらっぱなしのおはなし会」を基に  
作成

## 参考情報 4. 施設予約システム（スポーツ施設）の抽選申込み

### 1 抽選申込みができる団体

登録区分が区民団体のみです。区外団体は、抽選申込みはできません。

### 2 抽選申込方法

#### パソコン・スマートフォン

各施設の抽選申込期間に、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて「施設予約システム」にアクセスし、利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、抽選申込みを行ってください。

#### 利用者端末機

各施設の抽選申込期間に、各施設に設置された利用者端末機から利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、システム画面の指示に従って、抽選申込みを行ってください。

### 3 抽選申込みの期間・抽選申込可能コマ数

施設により異なります。詳しくは施設別ガイドをご覧ください。

#### 屋外施設

屋外施設は、施設ごと、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）ごとに、5コマまで申込みができます。

#### 屋内施設

屋内施設は、各グループ（「体育館」、「体育館プール」、「学校プール」）ごとに、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）を問わず、8コマまでの申込みができます。

#### 選択日数制限

システムでは一度に選択できる日数は合計10日までとしています。これは抽選申込可能コマ数とは異なります。10日以上選択したい場合は、一度申し込んだ後、改めて日にちを選択してください。コマ数の上限までは申込みが行えます。

（出典）目黒区ホームページ「施設予約システム（スポーツ施設）抽選申し込み」を基に作成

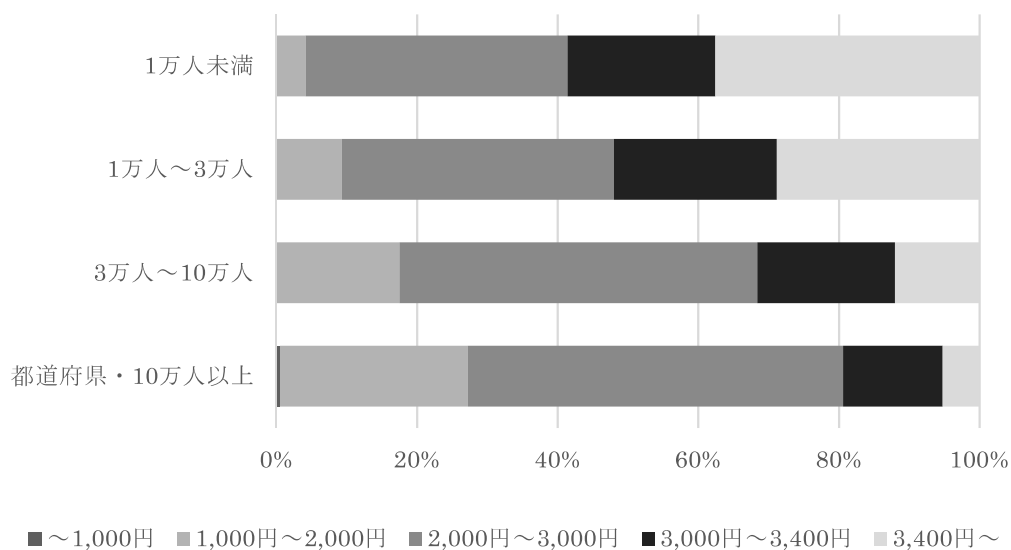


## 公共政策 B

我が国の下水道事業は、雨水及び汚水を排除することを目的として開始された。雨水は降雨等により滞留した水や雪解け水などであり、汚水は家庭や工場などからの排水である。下水道事業に関して、以下の設問(1)～(6)に答えなさい。

- (1) 下水道事業に係る経費の負担については、「雨水公費・汚水私費」の原則によることとされている。この原則が用いられる理由について、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。
- (2) (1)の「雨水公費・汚水私費」の原則にかかわらず、建設・運用コストの高い一部の下水道の経費には公費が投入されている。その理由を二つ挙げ、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。
- (3) 我が国の公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、主に市町村が担っている。(1)の「汚水私費」の原則に従って、公共下水道の使用には使用料が必要であり、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となっている。下水道使用料は地域によって異なる。この理由について、参考情報 1、2 を踏まえて説明しなさい。
- (4) (3)の使用料の地域差を容認する主張と、地域差をより小さくするべきとする主張があり得る。それぞれの主張の根拠について説明しなさい。
- (5) 公共下水道事業をめぐる今後の事業環境は更に厳しくなると言われている。その理由について、参考情報 2、3、4 を踏まえて説明しなさい。
- (6) (5)の課題への対応として広域化・共同化が推進されている。広域化・共同化を進める上での課題としてどのようなものが考えられるか説明しなさい。  
また、(5)の課題への対応として広域化・共同化以外にどのような施策が考えられるか答えなさい。

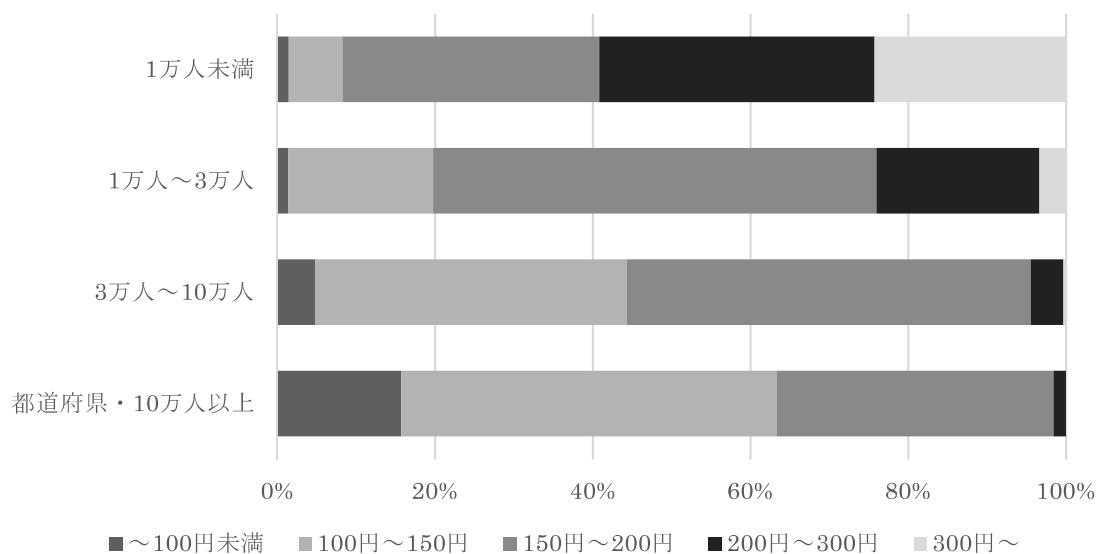
参考情報 1. 一般家庭用下水道使用料(公共下水道・20m<sup>3</sup>月当たり)に関する規模別の事業数の割合



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

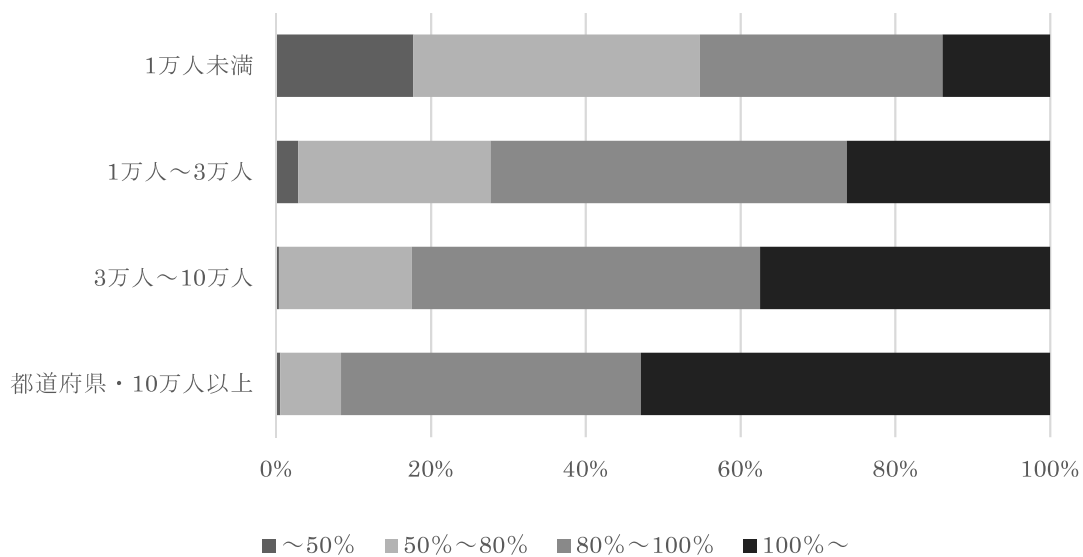
参考情報 2. 汚水処理原価(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合



(注) 汚水処理原価は有収水量 1m<sup>3</sup> 当たりの汚水処理費を表す。汚水処理費は維持管理費と資本費の和である。有収水量は使用料徴収の対象となる有収水の水量である。規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が 338、1万人以上 3万人未満が 354、3万人以上 10万人未満が 291、10万人以上及び都道府県が 191 である。

(出典) 総務省「令和 4 年度地方公営企業年鑑」

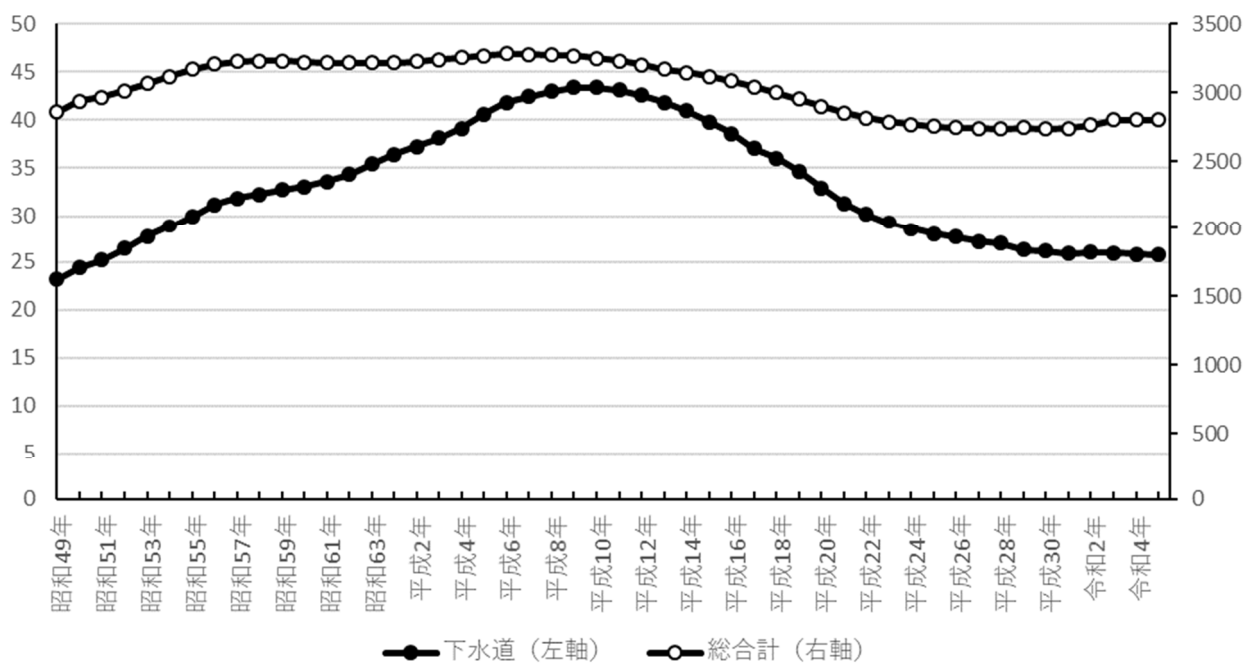
**参考情報 3. 汚水処理費に対する使用料収入の割合(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合**



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

参考情報 4. 地方公共団体職員数の推移(千人)



(出典) 総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果」



## 憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

### [事例]

憲法第 54 条第 2 項は、参議院の緊急集会の制度を設けている。令和 X 年の通常国会において、本予算が会計年度開始前に衆議院で可決されない見通しとなった。そこで、内閣総理大臣は衆議院の解散を決断し、衆議院は衆議院議員の任期満了前の 3 月 22 日に解散された。

これにより、令和 X 年度の会計年度の開始時に、国会の議決を経た本予算が存在しないことが事実となったため、内閣は、3 月 24 日に、憲法第 54 条第 2 項に基づき、参議院の緊急集会を求めるとともに、政法第 30 条で定める暫定予算を作成し、提出することとした。

(1) 内閣は、衆議院議員総選挙後の特別会において予算の審議がなされるとしても、早期の予算成立が期し難いことから、念のため、4 月から 8 月までの 5 か月分の暫定予算を提出したいと考えている。

このことについて、参議院の緊急集会の制度の内容とその制度趣旨を説明した上で、内閣が参議院に緊急集会を求めることができるのは、国に緊急の必要があるときに限られていること（憲法第 54 条第 2 項）などを踏まえて、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(2) 参議院予算委員会は、緊急集会に提出された暫定予算を審議する中で、4 年前の会計年度において国が公益法人等に支出した補助金等（以下「本件補助金等」という。）の適正さについて疑義が生じたために、暫定予算の審議に際して本件補助金等の状況を調査して把握すべきであるとして、調査の開始を決定した（これを「本件調査」という）。これに対して、内閣は、暫定予算には本件補助金等に関連する内容が盛り込まれていないことから、本件調査に応ずる必要はないと反発している。

本件調査について、国政調査権の性質を説明した上で、国会法第 101 条が、緊急集会における議員の議案提出権を、内閣総理大臣から示された案件に限定していることの趣旨等を踏まえつつ、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(参考)

### ○ 憲法

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から 30 日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後 10 日以内に、

衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

○ **財政法**

第 30 条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

○ **国会法**

第 99 条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

第 101 条 参議院の緊急集会においては、議員は、第 99 条第 1 項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、議案を発議することができる。

## 行政法

次の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

### [事例]

A 県 B 市は、C 小学校の跡地（都市計画法にいう都市計画区域内にある）を緑地として整備することとし、都市施設である緑地（同法第 11 条第 1 項第 2 号）に関する都市計画の案を作成して、これを公衆の縦覧に供した。この案は、C 小学校の跡地に隣接する私有地（以下「本件土地」という。）をも緑地の一部として一体的に整備するという内容になっていた。本件土地の所有者である X は、C 小学校の跡地だけでも十分な広さがあることから、本件土地を緑地の区域に含めることには反対であり、その旨の意見書を提出した。X の意見書の要旨は B 市都市計画審議会に提出されたが、X の反対意見は採用されず、縦覧に供された案と同じ内容の都市計画（以下「本件都市計画」という。）が決定された。

B 市は、同法第 20 条の規定に基づき、本件都市計画が決定された旨を告示し、同法第 14 条第 1 項の規定にいう総括図、計画図及び計画書が公衆の縦覧に供された。その後、B 市は、本件都市計画で定められた緑地を整備する事業を実施するため、A 県知事に同法第 59 条第 1 項に基づく認可（都市計画事業認可）を申請した。目下のところ同認可は出されていないが、A 県知事が同認可を与える可能性が高いと見込まれている。

本件都市計画が決定され、その効力が生じることとなった結果、本件土地は同法にいう都市計画施設の区域内にあることになり、そこで建築物の建築をしようとする場合には同法第 53 条第 1 項に基づく都道府県知事等（本件では B 市長）の許可を得ることが必要になった。また、本件土地を事業地（同法第 60 条第 2 項第 1 号）に含む事業について都市計画事業認可が与えられた場合、X は自己の所有地である本件土地を収用されるべき地位に立たされることになる。X は、現時点及び近い将来において本件土地で建築物の建築をする予定はないが、本件土地が収用されることに対しては大いに不服である。

- (1) 本件都市計画の決定が取消訴訟の対象となる処分該当するか否かについて、双方の論拠に言及しながら論じなさい。併せて、同決定の処分性が否定される場合には、X としてはどのような抗告訴訟を提起することが適切かについても検討しなさい。
- (2) 本件都市計画の決定に当たって、X の意見書の内容が十分には考慮されていなかったことが判明した。この場合において、本件都市計画の決定は違法であることを、裁量権の有無及び裁量権の統制手法を示した上で論じなさい。ただし、手続上の違法については論じる必要はない。
- (3) 本件都市計画の決定に上記(2)の違法があるとすると、本件都市計画を前提とする都市計画事業認可も当然に違法になるといえるか。本件都市計画の決定が処分性を有すると仮定して検討しなさい。

(参考)

○ 都市計画法

(定義)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7～14 (略)

15 この法律において「都市計画事業」とは、(中略)第59条の規定による認可(中略)を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業(中略)をいう。

16 (略)

(都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。(以下略)

一 (略)

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三～十五 (略)

2～7 (略)

(都市計画の図書)

第14条 都市計画は、(中略)総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

2・3 (略)

(都市計画の案の縦覧等)

第17条 (前略)市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、(中略)その旨を公告し、当該都市計画の案を、(中略)当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、(中略)市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3～5 (略)

(市町村の都市計画の決定)

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会(中略)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2～5 (略)

(都市計画の告示等)

第20条 (前略)市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、(中略)市町村にあつ

ては都道府県知事に、第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、(中略) 前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第 1 項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(建築の許可)

第 53 条 都市計画施設の区域 (中略) 内において建築物の建築をしようとする者は、(中略) 都道府県知事等の許可を受けなければならない。(以下略)

一～五 (略)

2・3 (略)

(施行者)

第 59 条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事 (中略) の認可を受けて施行する。

2～7 (略)

(認可又は承認の申請)

第 60 条 前条の認可 (中略) を受けようとする者は、(中略) 次に掲げる事項を記載した申請書を (中略) 都道府県知事に提出しなければならない。

一、二 (略)

三 事業計画

四 (略)

2 前項第 3 号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地 (都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)

二、三 (略)

3・4 (略)

(認可等の基準)

第 61 条 (前略) 都道府県知事は、(中略) 申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第 59 条の認可 (中略) をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 (略)



次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) Aは、令和6年12月5日に、A宅を訪ねてきた住宅リフォーム業者Bから、「私は弊社のこのエリアの担当者です。この地域は昔、田んぼが広がる湿地帯だったようですから、おそらくはご自宅の床下に湿気がたまっているのではないのでしょうか。今すぐ床下に2台の床下換気扇の設置をお勧めします。」と言われた。これに対して、Aが「確かにうちは結露がひどいんです。」と言ったので、Bは、「それならば是非この床下換気扇を設置してください。結露も改善されますよ。」と言った。Aは、その場ですぐにBとの間で床下換気扇（以下「本件床下換気扇」という。）2台をA宅の床下に設置することを内容とする契約（以下「契約①」という。）を締結し、Bから契約①の内容を記した書面を受け取った。契約①で合意された請負代金は、本件床下換気扇2台の代金5万円と設置工事代金15万円とを合わせた20万円であった。その後、同月10日にBによる設置工事が行われ、本件床下換気扇2台がA宅の床下に設置された。契約①で合意された請負代金の弁済期は令和7年1月30日であった。

本件床下換気扇設置から1か月を経過したが、A宅の結露は改善されなかった。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。なお、問1と問2はそれぞれ独立した問題であり、相互に関連しないものとする。また、解答に当たっては、消費者契約法などの特別法の適用の可否については検討しないものとする。

問1 その後、A宅の結露が改善されなかった原因は、本件床下換気扇の設置工事がずさんで、設置された2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いた状態になっていることによるということが判明した。そのため、Aは、工事に納得がいかず、Bへの請負代金を一切支払わなかった。この事実を前提として、次の①と②に答えなさい。なお、①と②は独立した問題であり、相互に関連しないものとする。

① 令和7年2月20日、BからAに電話がかかってきた。以下は両者のやりとりである。下線部㉞、㉟、㊱の各主張の根拠を示した上で、それぞれの当否について論じなさい。

B：請負代金の支払が済んでいません。㉞すぐに支払ってください。

A：我が家の結露は改善されていません。それは2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いているからのようです。㉟きちんと設置し直してください。㊱それまで請負代金は支払いません。

② 令和7年2月20日、Bは、Aに対して、未払の請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を請求した。Aは、ずさんな工事をしながらすぐに対応しようとするBを信用することができないので、別の業者Cに請負代金10万円を支払って本件床下換気扇の設置のやり直しをしてもらうことにし、Bに対しては、請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を拒むとともに、Bから請求された請負代金20万円からCに支払う請負代金10万円を差し引いた金額の支払を主張したいと考えている。Aの主張の根拠と、その当否について論じなさい。

問2 本件床下換気扇2台はBの工事によって適切に設置されていることが確認できたものの、A宅がある地域は、昔、田んぼが広がる湿地帯だったため、そもそも本件床下換気扇を設置しても湿気除去の効果は多くは見込めないことが分かった。Aは、Bと締結した契約①の意思表示を取り消すことができるかについて論じなさい。

(2) Dは、繊維加工会社の代表取締役である。Dは、新たな工場を建設するために甲土地を売買代金1500万円で買い受け、所有権移転登記を備えた。売買代金は、Eとの間で1000万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から1年を経過した日。以下「契約②」という。）を締結して捻出した。Eは、Dから、契約②によって発生する債権 $\alpha$ を担保する目的で甲土地について抵当権①の設定を受け、その旨の登記を備えた。弁済期から15年を経過した時点で、Eは、Dから一切弁済を受けていないことを思い出したため、抵当権①の実行として競売の申立てをした。甲土地について競売の開始決定がされ、差押えの登記がされた。他方、その競売の開始決定がされる2年前に、Dは、更なる経営資金を求めて、Fとの間でも1500万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から半年を経過した日。以下「契約③」という。）を締結し、Fは、Dから、契約③によって発生する債権 $\beta$ を担保する目的で甲土地に抵当権②の設定を受け、その旨の登記を備えていた。

以上の事実を前提として、Fは、Eに対し、抵当権①に係る抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた。Fの請求の根拠と、その当否について論じなさい。なお、甲土地の評価額は1500万円であり、その評価額に変動がなかったものとする。また、利息や遅延損害金については考慮しないものとする。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

[事例]

Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は公開会社であり、発行済株式総数は 500 株である。Y 社の取締役は A、B 及び C の 3 名であり、代表取締役は A である。X は、50 株を有する Y 社の株主であり、Y 社には X を含めて 10 名の株主がいる。

Y 社の定款には、「株主は、当会社の議決権を有する出席株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。」との定め（以下「本件規定」という。）がある。なお、Y 社の定款において、本件規定以外に会社法の規定に関する別段の定めは置かれていない。また、Y 社は種類株式発行会社ではなく、単元株式数に関する定款の定めも置かれていないものとする。

取締役会の適法な決定に基づいて、Y 社の臨時株主総会（以下「第 1 総会」という。）が令和 7 年 2 月 21 日に開催されることとなり、招集通知及び出席票が Y 社の株主に対して適法に送付された。X は、入院加療中のため第 1 総会に出席することができないことに加え、第 1 総会の議題の一つとして、Y 社を当事者とする法律問題に関する重要な事項が付議されることから、自己の知人である P 弁護士を、X の議決権行使に係る代理人として第 1 総会に出席させることとし、その旨を Y 社に同月 7 日に通知した（以下「本件通知」という。）。ちなみに P は、本件通知の 1 年ほど前に Y 社と X との間で行われた契約において、X の代理人を務めたことがある。P は Y 社の株主ではなく、X は自己以外の Y 社株主を知らない。

第 1 総会の開催当日、議場受付に到着した P は、受付担当者に対し、出席票、X の委任状、X の印鑑証明書、及び P の身分証明書を提示した。しかし、受付担当者は、P が Y 社の株主ではなく、定款所定の議決権代理行使資格を有しないと主張して、P を入場させなかった。第 1 総会には X を除く全ての株主が出席し、採決の結果、出席株主の全員が賛成したことにより、付議された全ての議案が可決された。第 1 総会の 2 日後、X は入院先において、P から一連の経緯の報告を受けた。

- (1) P の報告に接し、X としては、第 1 総会の決議の効力を否定したいと考えている。本件決議の効力を争うために X の立場において考えられる請求及びその請求の当否について論じなさい。

[事例（続き）]

令和 7 年 3 月上旬、第 1 総会における株主への対応をめぐり、Y 社の取締役会で B が A を批判する発言をしたところ、A は、責任はむしろ B にあると強く反論し、同年 4 月から令和 8 年 5 月までの残任期について、B を常勤取締役から非常勤取締役に降格させることを提案した。B はこれに反対したものの、C が賛成したため、B は週 2 日勤務の非常勤取締役となった。

Y社は令和7年3月26日に臨時株主総会（以下「第2総会」という。）を適法に開催した。Bの取締役報酬については、令和6年6月のY社の定時株主総会でBを再任した際に2年間の任期中月額60万円と定められたが、Aはこれを改めるため、第2総会で、令和7年4月以降のBの残任期について月額20万円に減額する旨の議案を提案した。そしてAは、Bの役職が変更されたことに伴い報酬額を減額する必要があるとの提案理由を述べた。この議案は株主全員の賛成により可決された。そして同月から、Bには月額20万円の報酬が支払われるようになった。なお、Y社では、取締役の報酬をその役職ごとに定める慣行は存在せず、また、非常勤取締役という役職は、勤務日数及び報酬月額を含め、Aの発案で今回初めて導入されたものであった。

(2) Bとしては、報酬減額分の支払をY社に求める訴訟を提起して、Y社による報酬減額措置を否定したいと考えている。このとき、Bにおいて考えられる主張について論じなさい。なお、Bには、非常勤取締役への役職変更に係る取締役会の決定、及び報酬減額に係る第2総会の決議の効力を争う意思がないものとする。

(参考)

## ○ 会社法

(議決権の代理行使)

第310条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない。

3～8 (略)

(取締役の報酬等)

第361条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二～六 (略)

2・3 (略)

4 第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

5～7 (略)

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第 831 条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から 3 箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。（中略）

一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。



以下の1～5の事実が認められたものとして、事実2～5についてのX、Y、Zの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。なお、事実5の中に、「Xは、Bに対する傷害致死の罪責で起訴された」という記載があるが、これについては、Bの死亡について傷害致死罪が成立するという結論をとることを求めるものではない（解答に当たって、傷害致死罪の成否について検討すること。）。

- 1 X（女・25歳）は、別れた夫Aとの間に生まれた男児B（3歳）を連れて、マンションの一室でY（男・28歳）との同棲生活を始めた（XとYとの間に婚姻関係はない。）。Yは、同棲を始めた直後から、Bが騒ぐと不機嫌になってBの顔面を平手打ちしたり、頭部を手拳で殴ったりするなどの暴行を加えることがあり、Xも、BがYを怒らせるような態度をとることに腹を立てて、Bの顔面を平手打ちするなどの暴行を加えることがあった。
- 2 令和6年6月1日、寝室でYに怒鳴りつけられたBが、Xのいるリビングルームにやって来て、泣きながら怒りまかせにおもちゃを壁に投げ付けたので、それを見たXは、Bの態度に腹を立て、Bの顔面を平手で2回強く打ち、Bをその場に転倒させた（以下「Xの暴行」という。）。Bは、数分間その場で泣いていたが、その後起き上がり、再び寝室の方に歩いて行った。寝室にはYがいたが、BはYに対してもおもちゃを投げ付けたので、激怒したYはBの顔面を平手で2、3回強く打ち、さらにBの身体を強く突き飛ばしてBをその場に転倒させた（以下「Yの暴行」という。）。Bは、その直後に意識を失い、Yの呼び掛けにも答えなくなった。
- 3 Yは、Bが息をしていないように感じたので、Bが死亡するのではないかと怖くなり、とっさに救命のために心臓マッサージをすることを思いつき、Bの胸部を何度も強く押した。Bは、Yに胸部を強く圧迫されたことによって生じた心筋挫傷により、その場で死亡するに至った。なお、Bが意識を失い、Yの呼び掛けに答えなくなったのは、Bの頭部に急性硬膜下血腫が生じたからであったが、Bの死因は胸部圧迫による心筋挫傷であり、急性硬膜下血腫はBの直接の死因ではない。Bの急性硬膜下血腫は、Xの暴行又はYの暴行によって生じたものと認められるが、いずれの暴行によって生じたのかは明らかでない。しかし、いずれの暴行も、Bの頭部にかなり強い物理力を及ぼしており、それぞれ単独でもBの急性硬膜下血腫を生じさせる危険性が認められるものであった。また、XはYの暴行を、YはXの暴行を認識しておらず、これらの暴行につきXとYの間に意思連絡はなかった。
- 4 ぼう然となったYから経緯を聞いたXは、「全部私が一人でやったことにして警察に話してくるから、あなたは今日出かけていたことにして。」と提案し、Yも「分かった。じゃあそういうことにしてほしい。」と言ってこれを了承した。Xは、警察署に出頭し、「Bが騒いでおもちゃを投げ付けたので、自分は腹が立ってBの顔面を平手で強く打ち、突き飛ばして転倒させた。そうしたら、Bが意識を失って息をしなくなったので、びっくりして、とっさに心臓マッサージをしなければと思い、Bの胸を強く押し

た。」と申し立てた。また、警察から事情を聴取されたYは、Xとの口裏合わせどおり、「その当時、自分は外出していた。」と供述した。

5 その後、Xは、Bに対する傷害致死の罪責で起訴されたが、Yが別の女性と同棲する関係になったので、Yをかばう気持ちを失った。Xは、Yと同棲生活をしていたときに頻りにマンションに遊びに来ていたYの後輩Z（男・24歳）には、本件当日の本当の経緯を話していた。Xに対して好意を抱いていたZは、Xの傷害致死被告事件の公判に証人として出廷し、宣誓の上、「自分は本件当日、Xのマンションを訪れていたが、寝室でBが泣きながらおもちゃを投げ付けたことに立腹したYが、Bに対して2、3回平手打ちをし、転倒させたところ、Bは意識を失ってYの呼び掛けにも答えなくなった。Yはすぐに心臓マッサージを試みたが、その後Bは完全に動かなくなった。」と、Xから聞いて知った経緯を自分自身が目撃したものとして証言した。

(参考)

○ **刑法（令和7年4月現在施行されているもの）**

(犯人蔵匿等)

第103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第104条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第105条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

(偽証)

第169条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(同時傷害の特例)

第207条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

(暴行)

第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(過失傷害)

第 209 条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 (略)

(過失致死)

第 210 条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第 211 条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。



次の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、各設問は、それぞれ独立した問いであり、相互に関連しないものとする。

[事例]

2020年7月に国際陸上選手権の大会（以下「本件大会」という。）が日本で行われることになり、本件大会の準備のために、国際陸上日本開催組織委員会（以下「本件組織委員会」という。）が発足した。本件組織委員会は、競技運営全般の準備とともに、選手の宿泊施設及びトレーニング施設等（以下「本件宿泊施設等」という。）の設営も行うこととなった。本件宿泊施設等の建設地については、地方公共団体が不動産会社A社と共同で再開発のために作った会社（以下「本件再開発会社」という。）が所有し、本件組織委員会に本件大会期間終了まで貸し渡した。選手の宿泊施設については、本件組織委員会によりコンペティションで選ばれた不動産会社が建築し、本件大会期間終了後、この不動産会社が、リノベーション（選手用の内装・設備等の撤去及び居住用マンションとして使用するための内装・外装・外構等の新築工事）を施し、本件再開発会社から定期借地権付き分譲マンションとして一般的な相場より廉価に売り出す計画であった。

本件組織委員会は、不動産会社B社との間で、本件宿泊施設等につき、建築及び定期建物賃貸借契約等を結んだ。また、本件組織委員会は、B社が25%の株式を有している不動産会社であるC社との間で、選手の食事施設等に内装等を施す施設完成工事契約を結んだ。いずれの建築工事・施設完成工事もD取締役（B社・C社の両社で取締役）をプロジェクトリーダーとする建設プロジェクトチームが主導しており、本件大会予定開始日前の2020年2月には、ほぼ全ての建築工事・施設完成工事が完了した。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により本件大会の開催が1年延期されることとなり、本件組織委員会とB社は、定期建物賃貸借契約等の期間を1年延期する契約を締結し直した。

(1) B社は、本件大会後、本件組織委員会を被告として、建設費用の一部（以下「本件建設費用」という。）の支払を求める訴えをE地方裁判所に提起した。この訴訟の口頭弁論で、B社が「本件組織委員会は、開催が延期されたので支払に充てる一部の費用補助が国際陸上選手権本部から本件組織委員会に支払われないという理由で、本件建設費用の弁済を滞らせている」旨を主張したのに対し、本件組織委員会は、企業賛助金や寄附金等を用いてD取締役を通じB社に本件建設費用を弁済した、と主張した。これに対しB社は弁済はなされていないとの主張を繰り返すのみであった。裁判所は、B社から提出された書証から、「本件組織委員会の主張する支払は、B社に対してではなくC社に対する支払であり、B社に対し本件建設費用は弁済されていない」旨を認定し、B社の請求を認容した。

本件組織委員会は控訴し、E地方裁判所の上記下線部の認定が、当事者のいずれからも主張のない事実を認定した違法があると主張した。控訴裁判所は、この主張の当否をどのように判断すべきか、論じなさい。

(2) 本件再開発会社は、2019年12月に、事前抽選で決定された、定期借地権付きマンション購入申込者ら（以下「本件購入者ら」という。）との間で、2023年12月20日に物件を引き渡すという内容でマンションの売買契約を結んだ。しかし、本件大会が1年延期されたことにより、2020年3月上旬、本件再開発会社は、本件購入者らに、引渡日を2024年12月20日に変更するという通知をした。本件購入者らの一部は、本来のマンション物件の引渡予定日に引渡しがなされないことから、本件再開発会社を被告として、F地方裁判所に対し、2024年1月19日に、履行遅滞に基づく損害賠償として2023年12月21日以降に発生する、現住居の賃料・借地料相当額及び逸失賃料収入相当額1か月当たり30万円の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

本件再開発会社は、本件訴訟の本案に関し、感染症の拡大によるマンション物件の引渡日の延期は本件再開発会社に帰責性がないものであると主張したほか、本案前の争点に関し、原告の本件訴訟の口頭弁論終結日以降の請求は、請求適格を欠いて不適法であると主張している。この下線部の主張の当否について、F地方裁判所はどのように判断すべきか、以下の最高裁大法廷判決（抜粋）を念頭に置きながら論じなさい。

最大判昭和56年12月16日

民訴法226条（現135条）はあらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される。

## 国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

### [事例]

A 国に居住している B 国国家元首の息子 X は、A 国及び B 国内で行った犯罪収益を A 国内の自邸内及び B 国大使館名義の A 国国内銀行口座に所持し、また、X 邸において A 国国内法上違法である賭博等の行為を行っている、との嫌疑をかけられている。A 国警察が犯罪捜査の一環として X 邸への家宅搜索を計画していることを知った X は、父を動かし、B 国は、外務大臣を通じて、在 A 国の B 国大使館を 2024 年 10 月 1 日をもって X 邸へと移転する旨を A 国に通告した。

しかし、A 国は、「派遣国は接受国の同意なしに一方的に接受国内における使節団の公館の所在地を決定することはできない。A 国は X 邸を B 国使節団の公館とは認めない。」と直ちに抗議を行い、同月 15 日に X 邸内の搜索を強行するとともに、B 国大使館名義の銀行口座を差し押さえた。また、A 国は、家宅搜索・銀行口座差押えと同日に、かねてよりなしていた国際司法裁判所 (ICJ) の強制管轄権を全面的に受諾する旨の A 国の宣言に対して、「外交関係ウィーン条約の解釈・適用に関する紛争を強制管轄権受諾対象から除外する。」旨の留保を追加した。

これに対して、B 国は、「A 国による家宅搜索・B 国大使館名義の銀行口座差押えは外交使節団の特権・免除を侵害する行為であり、こうした A 国の違法行為が是正され賠償が支払われるまで、B 国は A 国への石油輸出を約束している AB 二国間条約上の義務の履行を停止する。」として、A 国への石油輸出を停止した。また、2025 年 1 月には、A 国の行為の違法性を主張して ICJ に訴えを提起した。

なお、A、B 両国は、外交関係ウィーン条約及び ICJ 規程の当事国であるが、両国とも外交関係ウィーン条約の紛争の義務的解決に関する選択議定書の当事国ではない。B 国は、ICJ 規程第 36 条第 2 項に従って ICJ の強制管轄権を受け入れる旨の宣言を 2000 年に行っている。同宣言には留保は付されていない。

- (1) A 国による X 邸の搜索及び B 国大使館名義の銀行口座差押えの国際法上の当否について論じなさい。
- (2) B 国による ICJ 提訴に対し、A 国は強制管轄権受諾宣言への留保を根拠に管轄権を否定する抗弁を出した。これに対して B 国は、「ICJ は本件について管轄権を有する。A 国の留保については、外交関係に関する国際法違反を行った上で裁判を逃れようとする意図によるものであり認められない。」と反論している。ICJ は本件について管轄権を持つかについて論じなさい。
- (3) A 国は、B 国による石油輸出停止措置に対して、「仮に A 国の行為が外交関係に関する国際法違反に当たるとしても、B 国による石油輸出義務の履行停止は認められない。」と主張している。A 国のこの主張の国際法上の当否について論じなさい。

(参考)

## ○ 外交関係ウィーン条約

### 第1条

この条約の適用上、(中略)

(i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地(使節団の長の住居であるこれらのものを含む。)をいう。

### 第9条

1 接受国は、いつでも、理由を示さずに、派遣国に対し、使節団の長若しくは使節団の外交職員である者がペルソナ・ノン・グラータであること又は使節団のその他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができる。その通告を受けた場合には、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない。(以下略)

### 第22条

- 1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。
- 2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。
- 3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

### 第29条

外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。(以下略)

## ○ ICJ 規程

### 第36条

- 1 裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ。
- 2 この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。
  - a 条約の解釈
  - b 国際法上の問題
  - c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
  - d 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲
- 3 前記の宣言は、無条件で、多数の国若しくは一定の国との相互条件で、又は一定の期間を付して行うことができる。

(中略)
- 6 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争がある場合には、裁判所の裁判で決定する。

## 経済理論

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) ゲーム理論に関する以下の設問①～⑥に答えなさい。

ある財の市場需要関数は以下のように示される。

$$Q(p) = 100 - 2p$$

ただし、 $Q$ は市場需要量、 $p$ は市場価格であり、 $0 < p \leq 50$ を満たすものとする。

一方、財を供給する企業1と企業2は、価格について競争しており、より価格が低い企業が市場需要量を全て獲得し、価格が同じである場合は各企業が市場需要量を半分ずつ獲得するものとする。また、どちらの企業も固定費用は0、限界費用は30とする。

このとき、プレイヤーを企業1と企業2、企業 $i$  ( $i = 1, 2$ )の戦略を価格 $p_i$ として、戦略形(同時手番)ゲームを考える。

- ① 企業1の利潤 $\pi_1(p_1, p_2)$ について、 $p_1$ と $p_2$ の大小関係に留意して、 $p_1$ を変数とする関数で表しなさい。
- ② このゲームのナッシュ均衡を $(p_1^*, p_2^*)$ とする。企業 $i$  ( $i = 1, 2$ )について、ナッシュ均衡における利潤 $\pi_i(p_1^*, p_2^*)$ と、任意の価格 $p_i$ を選択したときの利潤との関係を明示することで、ナッシュ均衡を定義しなさい。
- ③ 戦略の組 $(p_1, p_2) = (35, 32)$ がナッシュ均衡であるか否かを、理由も含めて説明しなさい。
- ④ 戦略の組 $(p_1, p_2) = (32, 30)$ がナッシュ均衡であるか否かを、理由も含めて説明しなさい。
- ⑤ 戦略の組 $(p_1, p_2) = (30, 30)$ がナッシュ均衡であるか否かを、理由も含めて説明しなさい。

ここで、技術革新によって限界費用が 20 に減少した企業 3 と企業 4 がこの市場に参入し、合計 4 企業が価格について競争する。価格が最も低い企業が市場需要量を全て獲得し、価格が同じである場合は各企業が市場需要量を等分して獲得するものとする。ただし、全ての企業の固定費用は 0 であるが、企業 1 と企業 2 の限界費用は 30 のままである。

⑥ 企業  $i$  ( $i = 1, 2, 3, 4$ ) の戦略を価格  $p_i$  とするとき、ナッシュ均衡  $(p_1^*, p_2^*, p_3^*, p_4^*)$  を一つ求め、このナッシュ均衡で財を供給する企業を特定しなさい。

(2) マクロ経済モデルに関する以下の設問①～⑤に答えなさい。

若年期と高齢期の 2 期間を生きる家計から構成される経済を考える。この経済には企業と政府は存在しない。消費財は国内外を通じて 1 種類であり、自由に国際間で取引されているものとする。また、消費財の価格は 1 である。

各家計の当初の資産は 0 であり、若年期に所得  $y_1$  を得て、その一部を消費  $c_1$  に、残りを貯蓄  $s$  に回す。貯蓄  $s$  は全て外国債券の購入に充てられ、外国債券の利率を  $r$  とする。高齢期には、所得  $y_2$  を得て、それと貯蓄(元本+利子)を全て消費  $c_2$  に回す。ただし、所得  $y_1$ 、 $y_2$  は全ての世代内・世代間を通じて共通の定数であり、 $r$  は時間を通じて一定であるとする。また、 $y_1 > y_2$ 、 $r \geq 0$  とする。

また、家計は以下のような効用関数を最大化するものとする。

$$U = \ln(c_1) + \ln(c_2)$$

ただし、 $\ln(x)$  は  $x$  の自然対数を表し、 $\frac{d\ln(x)}{dx} = \frac{1}{x}$  である。家計の効用関数は世代内・世代間を通じて同じであり、若年期の消費  $c_1$  と高齢期の消費  $c_2$  もそれぞれ、世代内・世代間を通じて同じである。

① 高齢期の家計の予算制約式について、 $c_2$  を  $y_2$ 、 $s$ 、 $r$  を用いて表しなさい。

② 若年期と高齢期を通じた家計の所得の割引現在価値の総和  $V_y$  と消費の割引現在価値の総和  $V_c$  をそれぞれ式で定義しなさい。

③ 若年期と高齢期を通じた家計の予算制約式を  $V_y$ 、 $V_c$  を用いて表しなさい。

④ 家計が若年期に所得の割引現在価値の総和の半分を消費する、すなわち、 $c_1 = \frac{V_y}{2}$  であることを示しなさい。

⑤ ④の結果を用いて、 $s = \frac{1}{2} \left( y_1 - \frac{y_2}{1+r} \right)$  となることを示しなさい。

ここで、 $t$ 期に生まれる家計の数を $N_t$ とすると、 $t$ 期の国内総生産 $GDP_t$ と総消費 $C_t$ は、それぞれ以下のように示される。

$$GDP_t = N_t y_1 + N_{t-1} y_2$$

$$C_t = N_t c_1 + N_{t-1} c_2$$

また、企業と政府が存在せず、投資と政府支出は 0 であるから、純輸出を $NX_t$ とすると、以下の関係が成立する。

$$GDP_t = C_t + NX_t$$

- ⑥ 一般に、国民総所得(GNI)と国内総生産(GDP)の差は何か答えなさい。また、 $t$ 期の国民総所得を $GNI_t$ とするとき、 $GNI_t - GDP_t$ を $y_1$ 、 $y_2$ 、 $r$ 、 $N_{t-1}$ を用いて表しなさい。
- ⑦  $NX_t$ を $y_1$ 、 $y_2$ 、 $r$ 、 $N_t$ 、 $N_{t-1}$ を用いて表し、 $NX_t$ が $N_t - (1+r)N_{t-1}$ に比例することを示しなさい。
- ⑧ このモデルにおいて、経常収支、貿易収支(純輸出)、GNI-GDP の間にはどのような関係が成立するか説明しなさい。また、⑦と同様にして、経常収支が $N_t - N_{t-1}$ に比例することを示しなさい。ただし、財の輸出入と外国債券の取引以外に海外との取引は存在しないものとする。
- ⑨ 一般に高齢化は、対 GDP 比で見て経常収支の黒字縮小(又は赤字拡大)の要因であり、GNI-GDP が増加する要因であると考えられている。
- これまでの問題を参考に、その理由について、それぞれ説明しなさい。



## 財政学

次の(1)、(2)、(3)の問いに答えなさい。ただし、(1)及び(2)は答案用紙の表側に、(3)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 法人税に関する以下の設問①、②、③に答えなさい。

① 法人税に関する以下の文章のア、イ、ウに当てはまる語句を答えなさい。

法人は個人株主が事業活動を通じて利益を得るために個人株主によって作られた組織であるという考え方を **ア** 説と呼ぶ。一方、法人はそれ自体が株主とは違う課税対象となるという考え方を **イ** 説と呼ぶ。**ア** 説に基づくと、法人所得への課税を正当化することは難しい。実際に我が国では、**ウ** 制度によって、法人所得段階と個人所得段階で重ねて課税される問題に対応している。

② 資本 $K$ を唯一の生産要素として財を生産する企業を考える。この企業の生産関数は、 $Y = F(K)$ で与えられ、資本の限界生産性は正であり、 $K$ が大きくなるにつれて逓減する。また、財の市場価格は1であり、資本のレンタルコストは利子率 $r(> 0)$ を用いて計算される。資本減耗率を0とする。

企業の課税所得に税率 $t(0 < t < 1)$ の法人税が課されるとき、課税所得の計算において、資本のレンタルコストを売上げから、(ア)控除できる場合と(イ)控除できない場合のどちらが資本需要が大きくなるか、理由も含めて説明しなさい。

③ ある国には、地域 A と地域 B の二つの地域がある。各地域内に一つの企業が存在し、それぞれ労働 $L_i (i = A, B)$ を唯一の生産要素として財を生産する。各企業の生産関数は $Y_i = L_i$ であり、財の市場価格は1である。また、両企業が労働1単位に対して支払う賃金 $w$ は両地域の労働量に依存し、 $m$ を正の定数とすると、 $w = m(L_A + L_B)$ で与えられる。地域 $i$ の企業の課税所得に税率 $t_i$ で法人税が課されるが、両企業の課税所得の計算において、支払賃金を売上げから控除することはできないものとする。

このとき、以下の設問(i)~(iv)に答えなさい。

(i) 各地域の企業は、税率 $t_A$ 、 $t_B$ を所与として、もう一方の地域の企業の決定を予想し、自らの利潤を最大化する労働量 $L_i$ を独立に決定する。このとき、各地域の企業が選ぶ労働量 $L_A$ 、 $L_B$ を求めなさい。

(ii) 各地域の地方政府は、(i)の企業行動を前提として、もう一方の地域の地方政府の決定を予想し、自らの税収を最大化する税率 $t_i$ を独立に決定する。このとき、各地域の地方政府が選ぶ税率 $t_A$ 、 $t_B$ を求めなさい。

(iii) (ii)と異なり、中央政府が(i)の企業行動を前提として、両地域の税収の合計を最大化する税率を決定するとき、中央政府が選ぶ税率 $t_A$ 、 $t_B$ を求めなさい。

(iv) 税収確保の観点からみると、(ii)の地方分権的税率設定と(iii)の中央集権的税率設定のどちらが望ましいか論じなさい。

(2) 地方税に関する以下の設問①、②、③に答えなさい。

① 応益原則と応能原則の内容を簡潔に説明しなさい。また、地方税に望まれる原則はいずれであるか、理由も含めて説明しなさい。

② 「固定資産税は応益原則に立脚した税である。」という主張について、これを是とする立場と非とする立場の両面から説明しなさい。

③ 土地が、所有者に来期以降、每期 $R(> 0)$ の所得を永遠に生み出すものとする。政府がその所得に每期税率 $t(0 < t < 1)$ で課税するとき、今期の土地の資産価値を、割引率 $i(> 0)$ を用いて求めなさい。また、税率 $t$ の引上げによって、この資産価値がどのように変化するか説明しなさい。

(3) 市場均衡と課税に関する以下の設問①～③に答えなさい。

個人 $i$ の効用水準 $U_i$ は財 X の消費水準 $x_i$ と基準財 Y の消費水準 $y_i$ を説明変数とする以下の関数で表される。

$$U_i = \alpha x_i - \frac{1}{2} x_i^2 + y_i$$

ここで、 $\alpha$ は正の定数であり、個人が複数存在する場合はいずれの個人も同一の値をとる。

財 X の消費者価格を $q$ 、基準財 Y の価格(生産者価格)を 1、個人 $i$ の所得水準を $M_i$ とすると、個人 $i$ の予算制約は以下のように表される。

$$q x_i + y_i = M_i$$

その一方で、財 X を生産・供給している企業 $j$ の費用関数は、企業 $j$ による財 X の生産量 $x_j$ を説明変数とする以下の関数で表される。

$$c(x_j) = \frac{1}{2} x_j^2$$

なお、企業が複数存在する場合はいずれの企業も同一の関数となる。

生産者価格を $p$ とすると、企業 $j$ の利潤 $\pi_j$ は以下のように表される。

$$\pi_j = p x_j - \frac{1}{2} x_j^2$$

この経済には、上記の効用関数と予算制約を有する個人が $N$ 人( $i = 1, 2, \dots, N$ )存在し、これらの個人の需要量を集計した財 X の市場の需要量は $D = \sum_{i=1}^N x_i$ と表される。また、上記の費用関数を有する企業が $J$ 社( $j = 1, 2, \dots, J$ )存在し、これらの企業の供給量を集計した財 X の市場の供給量は $S = \sum_{j=1}^J x_j$ と表される。

① 上記の設定から市場の需要関数を導出すると、「 $q \leq \alpha$ のとき  $D = N\alpha - Nq$ 、 $q > \alpha$ のとき  $D = 0$ 」となる。この市場の需要関数を構成する個人の需要関数を導出し、それから市場の需要関数を導出する過程を説明しなさい。

② 上記の設定から市場の供給関数を導出すると、「 $S = Jp$ 」となる。この市場の供給関数を構成する企業の供給関数を導出し、それから市場の供給関数を導出する過程を説明しなさい。

③ ①②で導出した市場の需要関数と供給関数を、縦軸を消費者価格 $q$ と生産者価格 $p$ 、横軸を市場需要 $D$ と市場供給 $S$ として図示しなさい。そのとき、各関数の縦軸の切片と傾きを明記しなさい。

- ④ 財 X の取引に課税されない場合は、 $q = p$ となる。ここで、消費者が消費者価格を所与として行動し、企業は生産者価格を所与として行動する。ワルラスの価格調整メカニズムが働くことを前提として、この市場均衡における数量 $X$ と価格 $P$ を求めなさい。

ここで、財 X の取引に課税されると、 $q > p$ となる。課税による消費者価格と生産者価格の差を  $\tau = q - p$ と表す。ただし、 $\tau < \alpha$ とする。

- ⑤ この税が存在する場合の取引量 $\bar{x}$ 、消費者価格 $\bar{q}$ 、生産者価格 $\bar{p}$ 、消費者価格と生産者価格の差  $\tau$ を、③で描いた図を用いて示しなさい。

- ⑥ この税が存在する場合の取引量 $\bar{x}$ 、消費者価格 $\bar{q}$ 、生産者価格 $\bar{p}$ 、死荷重損失のそれぞれを、消費者価格と生産者価格の差 $\tau$ の関数として求めなさい。

- ⑦ (i) 上記の $\tau$ は税率として扱うことができるが、そのように財 1 単位当たりの税額として表現される税率を持つ税を何というか。

(ii) 我が国の税制において、 $\tau$ と同様の表現で税率が定義されている税目の一つ挙げなさい。

(iii) 税率は財の生産者価格(課税前価格)の一定割合 $\theta$ として表すこともできる。このとき、消費者価格と生産者価格の関係を $q = (1 + \theta)p$ と表すことができるが、このように表現される税を何というか。

(iv)  $\tau = \theta p$ となるように(i)の税率から(iii)の税率に変化すると、⑥で求めた市場均衡はどのようなになるか。

- ⑧ 課税前の均衡価格 $P$ を用いて、税率 $\tau$ の消費者への帰着率を

$$\frac{\Delta q}{\tau} = \frac{\bar{q} - P}{\tau}$$

生産者への帰着率を

$$\frac{\Delta p}{\tau} = \frac{P - \bar{p}}{\tau}$$

と表し、これらの帰着率の相対的な大きさを、

$$\frac{\frac{\Delta q}{\tau}}{\frac{\Delta p}{\tau}} = \frac{\Delta q}{\Delta p}$$

とする。これによって表現される、消費者と生産者の相対的な税負担をこれまでの結果を用いて表しなさい。また、この相対的な税負担は何によって説明できるか答えなさい。

ここで、財 X と基準財 Y の双方が、⑦(iii)で定義された税率 $\theta$ で課税されるとする。このとき、個人 $i$ の予算制約は以下のように表される。

$$(1 + \theta)px_i + (1 + \theta)y_i = M_i$$

- ⑨ 上記の予算制約以外の前提が、④で財 X の市場均衡を求めた際の前提と同一であるとき、財 X の市場均衡はどのようなになるか、理由も含めて説明しなさい。



## 経済政策

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 最低賃金に関する以下の設問①、②、③に答えなさい。

なお、縦軸に賃金、横軸に雇用量をとった図において、労働者余剰は、均衡賃金の水平線よりも下側で労働供給曲線の上側かつ均衡雇用量以下の面積、企業余剰は、均衡賃金の水平線よりも上側で労働需要曲線又は限界収入曲線の下側かつ均衡雇用量以下の面積で表される。また、社会的余剰は、労働者余剰と企業余剰の和である。

① 労働市場が完全競争のケースを考える。雇用量を $E(\geq 0)$ 、賃金を $w(\geq 0)$ とすると、労働市場の労働供給曲線と労働需要曲線はそれぞれ以下のように与えられる。

$$\text{労働供給曲線} \quad 100E = w - 400$$

$$\text{労働需要曲線} \quad 100E = -w + 1600$$

(i) この労働市場の均衡賃金、均衡雇用量を求めなさい。

(ii) この労働市場の労働者余剰、企業余剰、社会的余剰を求めなさい。

(iii) この労働市場において、最低賃金 $\underline{w} = 1100$ が導入されたとする。このときの雇用量、労働者余剰、企業余剰、社会的余剰を求め、それぞれへの影響を簡潔に説明しなさい。

② 労働市場が買い手独占のケースを考える。雇用量を $E(\geq 0)$ 、賃金を $w(\geq 0)$ とすると、労働市場の労働供給曲線と限界収入曲線、限界費用曲線はそれぞれ以下のように与えられる。

$$\text{労働供給曲線} \quad 100E = w - 600$$

$$\text{限界収入曲線} \quad w = 1800 - 100E$$

$$\text{限界費用曲線} \quad w = 600 + 200E$$

(i) この労働市場の均衡賃金、均衡雇用量を求めなさい。

(ii) この労働市場の労働者余剰、企業余剰、社会的余剰を求めなさい。

(iii) この労働市場において、最低賃金 $\underline{w} = 1100$ が導入されたとする。このときの雇用量、労働者余剰、企業余剰、社会的余剰を求め、それぞれへの影響を簡潔に説明しなさい。

③ ①と②の結果を基に、最低賃金の導入が雇用と社会的余剰に与える影響を説明しなさい。

(2) 金融に関する以下の設問①～⑥に答えなさい。

① 時点 $t$ の株価を $P_t$ 、時点 $t+1$ の株価 $P_{t+1}$ と配当 $D_{t+1}$ の条件付き期待値をそれぞれ、 $E_t(P_{t+1})$ 、 $E_t(D_{t+1})$ で表す。 $P_t = 100$ 、 $E_t(P_{t+1}) = 105$ 、 $E_t(D_{t+1}) = 5$ のとき、この株式のネットの期待収益率 $E_t(r_{t+1})$ を求めなさい。ただし、時点 $t$ の配当は $D_t = 0$ とする。

②  $E_t(P_{t+1})$ 、 $E_t(D_{t+1})$ 、 $E_t(r_{t+1})$ を用いて、 $P_t$ の理論値を表しなさい。

③  $E_t(r_{t+1})$ 、 $E_t(D_{t+1})$ が時間を通じて一定であり、それぞれ $r(> 0)$ 、 $D(> 0)$ とする。

$\lim_{i \rightarrow \infty} \frac{P_{t+i}}{(1+r)^i} = 0$ を仮定するとき、 $P_t$ を求めなさい。

④ ③と異なり、 $\lim_{i \rightarrow \infty} \frac{P_{t+i}}{(1+r)^i} = 0$ を仮定しない。

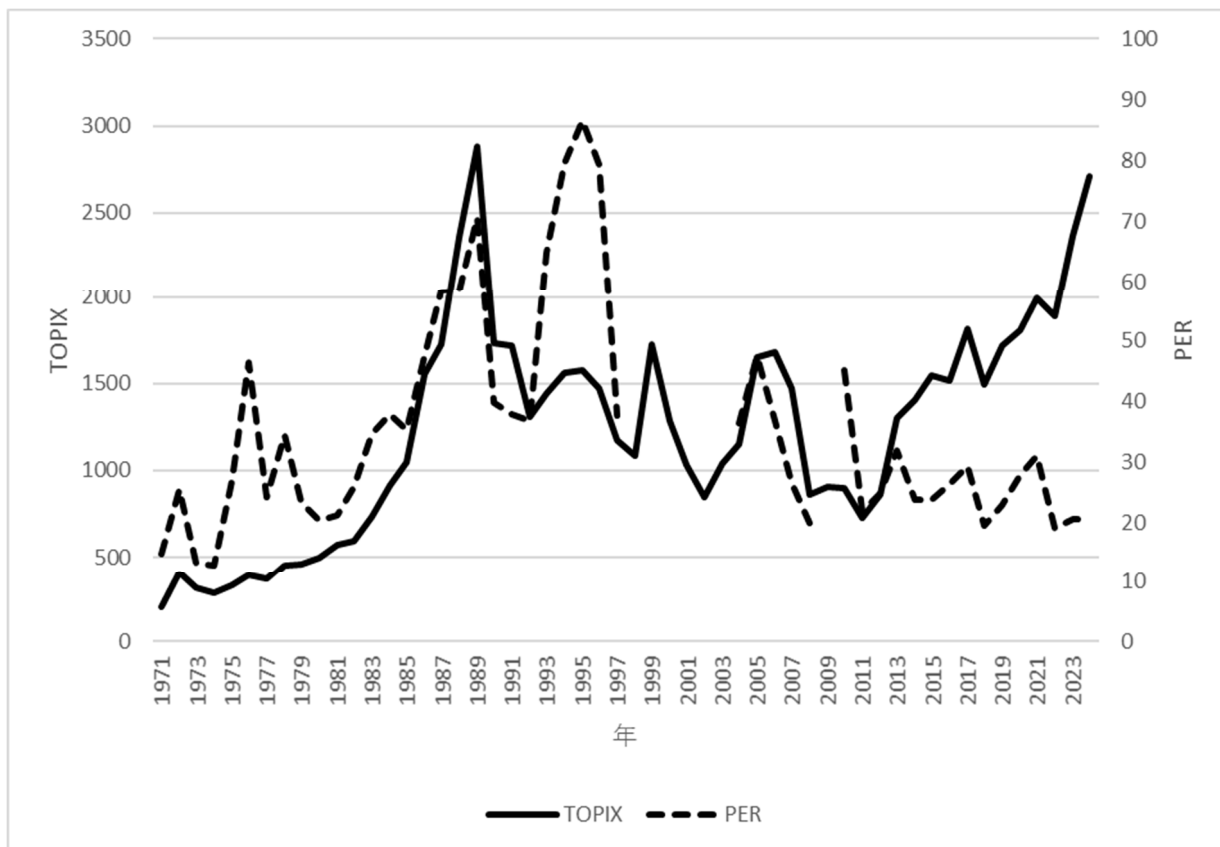
③で求めた株価をファンダメンタルズ価値 $F_t$ とし、観測される株価 $P_t$ は $F_t$ に加えて合理的バブルの項 $B_t$ を含むことを仮定する。すなわち、 $P_t = F_t + B_t$ である。

このとき、 $(F_t + B_t)$ と $(F_{t+1} + B_{t+1})$ の関係を示した上で、 $B_t$ が満たさなければならない条件( $B_t$ と $B_{t+1}$ の関係式)を示しなさい。

⑤ ④のような合理的バブルのとき、 $B_t$ が負にならない理由を「株主の有限責任制」という言葉を用いて3行程度で説明しなさい。

(次ページに続く)

⑥ 以下の図は、東証株価指数(TOPIX)と株価収益率(PER：Price Earnings Ratio)の時系列的な変化を示している。この図を基に、1980年代後半の株価と2020年代前半の株価の変化について5行程度で説明しなさい。なお、PERは株価を1株当たり純利益で割ったものとして定義される。



(日本取引所「統計月報」より作成)



< 出典 >

・国際関係 B

Secession and State Creation: What Everyone Needs to Know by James Ker-Lindsay, Mikulas Fabry © Oxford University Press 2023. Reproduced with permission of Oxford Publishing Limited through PLSclear.

・思想・哲学 B

藤沢令夫、「世界の名著 (6) プラトン 1 中公バックス」、中央公論社

・歴史学 A

遅塚 忠躬、「史学概論」、東京大学出版会

・歴史学 B

「コルストン像引き倒し 「奴隷商人」英で議論」、毎日新聞、2021 年 6 月 11 日

・文学・芸術 A

高山樗牛、「美的生活を論ず」、岩波書店

夏目漱石、「草枕」、岩波書店

谷崎潤一郎、「刺青」、新潮社

・文学・芸術 B

磯田 光一、「鹿鳴館の系譜: 近代日本文芸史誌」、講談社

加藤周一、「日本文学史序説 上」、ちくま学芸文庫